

## 議第259号

## 訴訟上の和解について

次のように和解する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長      梶   本   頼   兼

事 件 名	大阪高等裁判所平成18年（ネ）第1937号利用益金支払請求控訴事件
相 手 方	
事 件 の 内 容	<p>相手方は、本市が平成12年度に実施した映画事業に応募し、その作品として「アイ・ラブ・フレンズ」（以下「本件映画」という。）を製作した。</p> <p>本市は、本件映画の利用によって得た収入から本件映画の宣伝、配給その他の利用に要した経費（以下「本件経費」という。）を控除した金額（以下「利用益金」という。）を本件映画の著作権の持分比（2分の1）により配分すること等を定めた覚書（以下「本件覚書」という。）を相手方と締結した。</p> <p>本市は、本件覚書の規定に基づき、相手方に対し、利用益金を著作権の持分比により配分した額の金員を支払うよう請求したが、相手方は、当該金員の一部を支払った後、本件経費には製作費が含まれると主張し、総製作費を回収することができるまで利用益金は発生しないとして、当該金員の残金を支払わなかった。</p> <p>このため、本市は、相手方に対し、当該金員の残金の支払を求める訴えを提起したところ、京都地方裁判所は、本市の請求の一部を認容し、相手方に対し、20,565,992円及び遅延損害金の支払を命じる旨の判決を言い渡した。</p> <p>そこで、相手方は、判決のうち相手方が敗訴した部分の取消しを求めるため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである。</p>

## 和解の内容

- 1 相手方は、本市に対し、本件配分金として20,565,992円及びこれに対する平成16年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払義務があることを認める。
- 2 相手方は、本市に対し、上記金員のうち6,000,000円を、次のとおり分割して支払う。
 

平成19年4月末日限り	500,000円
平成19年6月末日限り	500,000円
平成19年9月末日限り	500,000円
平成19年12月末日限り	500,000円
平成20年3月末日限り	500,000円
平成20年6月末日限り	500,000円
平成20年9月末日限り	500,000円
平成20年12月末日限り	500,000円
平成21年3月末日限り	500,000円
平成21年6月末日限り	500,000円
平成21年9月末日限り	500,000円
平成21年12月末日限り	500,000円
- 3 相手方が、上記分割支払を怠り、その遅滞額が1,000,000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、第1項の金員から既払い額を控除した金員を直ちに支払う。
- 4 相手方が、第2項の分割支払を期限の利益を失うことなく履行したときは、本市は、相手方に対し、その余の支払を免除する。
- 5 本市は、その余の請求を放棄する。
- 6 相手方と本市は、相手方と本市との間には、本和解条項に定めるほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は、各自の負担とする。

## 提案理由

訴訟上の和解をする必要があるので提案する。